

青梅市行政不服審査会議事概要（第2号事件）

1 日 時 令和6年1月15日（月）
午後2時00分から2時40分まで

2 場 所 青梅市役所4階403会議室

3 出席者

[委 員]

伊東 健次

飛弾 直文

橋本 基弘

齊藤 和弥

[処分庁説明員]

市民部長

細金 慎一

市民部市民課長

清水 久美子

市民部市民課住民記録係長

大塚 智恵

[事務局]

総務部長

谷合 一秀

総務部文書法制課長

和田 宏

総務部文書法制課法制担当主査

横山 竜太

総務部文書法制課法制担当主査

古山 貴教

総務部文書法制課法制担当主査

横山 晃史

4 議事内容

第2号事件「令和5年5月16日付け住民票除票の写しの不交付決定にかかる審査請求」について、処分庁の説明を受け、質疑の後、委員による協議を行った。

(1) 処分庁の説明およびそれに対する質疑応答

弁明書に沿って、処分庁の説明が行われた。

（質疑）本件処分に当たり、審査請求人が住民基本台帳の支援措置の認定を受けていることに言及しなかった理由は何か。

（回答）本件対象者は、すでに転出し、転出先の自治体からも転出しているため、青梅市は前々住地となることから、支援措置終了申

出の提出があり、支援措置がすでに終了しており、不交付処分の事由とはしていない。

(質疑) 審査請求人が、処分庁は審査請求人の債務名義は無効である旨を言っていると、何回も言っているが、資料を読んだ限りでは、債務名義を無効とは言っていないように思われるが、資料に債務名義を無効と記載している部分はあるか。

(回答) 本件処分は住民基本台帳法にもとづく要件に関する判断であるので、本件の確定判決に表示された債権について本件免責許可決定によって責任が消滅し、強制的な実現を図ることができなくなったという認識で、無効という表現は、使用していない。

(質疑) 支援措置の効果があるときでも、裁判所から照会があれば回答しているか。

(回答) 支援措置が出ている場合で、裁判所に提出する必要があるという申出があったときは、裁判所からの調査嘱託に対応する方法がある。なお、本件の処分時は支援措置が終了していたが、同様にその案内をしている。

(2) 協議内容

事前に送付された関係資料にもとづき、委員による協議を行った。

ア 審理員意見書のとおりであり、内容に異議はない。

イ 委員各位の御意見はいかがか。

ウ 異議なし。

(3) 審査結果

本件審査請求は棄却とするのが妥当である。